様式第9-7号　　　　　　　　　　　　　　　　　　農用地利用集積等促進計画（農作業受委託）

**一括方式**

　１　各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 |  | 農地中間管理機構に農作業の委託をする者（甲） | （氏名又は名称） | （住所） |
| 農地中間管理機構（乙） | （氏名又は名称）公益財団法人長崎県農業振興公社　理事長 浦　真樹 | （住所）長崎県長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５F） |
| 農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者（丙） | （氏名又は名称） | （住所） |
| 農作業の委託をする土地（Ａ） | （乙）に委託する農作業（Ｂ） | （丙）に委託する農作業（Ｃ） | 対価の支払（Ｄ） | 備考 |
| 所　　在 | 現況地目 | 面積㎡ | 農作業受委託の形態 | 農作業の内容 | 始　期年月日 | 終　期年月日 | 契　約期　間 | 対　価 | 農作業受委託の形態 | 農作業の内容 | 始　期年月日 | 終　期年月日 | 契　約期　間 | 対　価 | 支払人 | 相手方 | 支払方法 |
| 市町 | 大字 | 字 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| この計画に同意する。農地中間管理機構に農作業の委託をする者（甲）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は名称）農地中間管理機構（乙）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は名称）農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者（丙）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は名称） |

（記載注意）（１） この各筆明細は、農作業受委託の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

（２）（Ａ）欄は、市町別に記載する。

（３）（Ａ）欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良

事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで２段書きする。なお、１筆の一部について農作業が委託される場

合には、○○○㎡の内○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

（４）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「農作業受委託の形態」は、「特定農作業受委託」又は「基幹３作業以上の受委託」と記載する。

（５）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「農作業の内容」は、「耕起・代かき」「収穫・脱穀・調整」等と複数記載できることとし、委託する主な作業内容を記載

する。

（６）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「契約期間」は、「○年」と記載する。

（７）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「対価」は、委託する作業の対価の合計を記載する。

（８）（Ｄ）欄は、（Ｂ）と（Ｃ）をまとめた甲と丙の間の対価の授受について記載するものとする。この場合、乙は対価の授受に係る一切の債権債務

を負わない。

（９）（Ｄ）欄の「支払方法」は、対価の支払期限と、支払方法（現金払、口座振込等）を記載する。

（1０） 特定農作業受委託にあっては、（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「対価」の欄及び（Ｄ）欄は空欄とし、農作業の委託の対価、販売の委託の対価及び販売収入の取扱いについては、備考欄等に記載するものとする。

　　２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより契約が締結されたとみなされる農作業の委託は、１の各筆明細に定める

もののほか、次に定めるところによる。

○契約の締結

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告によ

り締結されたものとみなす。

○契約締結の条件

　　　本計画により乙が丙と締結したとみなされる契約は、丙が次のいずれかに該当するときは解除される場合がある。

　ア　当該農作業を適正に行っていないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第

21条第２項第２号）。

　イ　正当な理由がなく機構法第21条第１項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第２項第３号）。

○善管注意義務

　　　丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。

○履行状況の確認

ア　丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した農作業の一切が完了した

場合には、その経過及び結果を書面等により甲に直接報告するとともに、乙に対してもその写しを提供するものとする。

　イ　丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。

○損害の賠償

　　　甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は甲が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起

因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。

○農作業の委託に関する対価の増減額請求

甲、乙及び丙は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があっても、異議を述べず、また、農作業の委託に関する対価の増

減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア　経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。

イ　災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となったとき。

○契約の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が締結したとみなされる契約を解除することができる。

ア　相当の期間を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき（機構法第20条第１号）。

イ　災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第２号）。

○農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の３第１項の土地改良事業が行われること

がある。

○その他

　本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めるこ

ととし、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議する。